

宇土市就学援助要綱を次のように定める。

平成25年1月30日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市要綱第2号

宇土市就学援助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して予算の範囲内で行う就学援助（以下「就学援助」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、原則として宇土市に住所を有し、宇土市立小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものは、就学援助の対象者とする。

(1) 宇土市内に住所を有し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定による承諾を得て小学校又は中学校（私立を除く。）に就学している児童生徒の保護者

(2) 宇土市外に住所を有し、宇土市立小学校又は中学校に就学している児童生徒の保護者のうち、宇土市内に住所を有しないことについて相当の理由があると認められる者（受給資格）

第3条 就学援助を受給できる者は、前条に規定する対象者のうち次の各号に掲げるものとする。

(1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、前年度又は当該年度において次に掲げる者のいずれかに該当するもの

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が非課税である者

ウ 地方税法第323条の規定により市町村民税が減免された者

エ 地方税法第72条の62の規定により個人の事業税が減免された者

オ 地方税法第367条の規定により固定資産税が減免された者

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定により国民年金掛金が減免された者

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定により保険料が減免され、又は徴収を猶予された者

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者

- ケ 生活福祉資金による貸付けを受けている者
- コ 世帯の収入認定額が生活保護法による生活保護基準額の1.3倍未満であつて、
学校長の所見に基づき教育長が必要と認める者

(就学援助の給付対象経費)

第4条 就学援助の給付対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、この要綱に基づく援助以外に、次に掲げる事項について公的援助を受けている場合は、重複しての援助は行わない。

- (1) 学用品費等(学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費)
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 医療費(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定による疾病の治療に要する費用に限る。)
- (7) 通学費
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター保険料掛金
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める経費

2 要保護者のうち教育扶助を受けている保護者については、前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号から第9号までに掲げる費用に係る就学援助は行わない。

3 第2条第2項第1号に該当する保護者については原則として第5号から第8号までに掲げる費用を、同項第2号に該当する保護者については第1号から第4号まで及び第7号に掲げるものに係る就学援助は行わない。

4 第1項の給付対象経費に係る就学援助の額は、毎年度教育委員会が別に定めるものとする。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする者は、就学援助給付申請書兼委任状・口座振込依頼書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、受給資格に該当することを証する書類を添えて、学校長を通じて教育委員会へ提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

2 学校長は、申請書が提出されたときは、就学援助の必要性の有無を確認し、申請書に学校長の印を押した後教育委員会に提出するものとする。

(審査及び通知)

第6条 教育委員会は、申請書を受けたときは遅延なく審査を行い、就学援助の可否決定を行い、速やかに就学援助審査結果通知書(様式第2号)により学校長に、就学援助認定通知書(様式第3号)又は就学援助却下通知書(様式第4号)により学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(援助の期間)

第7条 前条の規定により就学援助の認定を受けた保護者(以下「認定者」という。)が援助を受けることができる期間(以下「期間」という。)は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める期間とする。

(1) 年度当初の申請締切日として教育委員会が定める日までに申請した保護者 当該年度の4月1日から翌年3月31日まで

(2) 前号の教育委員会が定める日の翌日以後に申請した保護者 学校長が当該申請を受けた日の属する月の初日から当該年度の3月31日まで

2 前項第2号の規定にかかわらず、年度途中で宇土市に転入して認定者となった者のうち、当該年度に前住所地にて就学援助を受けている保護者の期間は、転入した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、前住所地において既に給付を受けた就学援助に係る期間については算入しないものとする。

(認定の取消し等)

第8条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、当該事由が生じた日をもって認定を取り消し、就学援助取消通知書(様式第5号)により学校長を経由して保護者へ通知するものとする。

(1) 児童生徒が死亡したとき。

(2) 第2条及び第3条に規定する者に該当しなくなったとき。

(3) 児童生徒が宇土市立小中学校就学等に関する規則(平成13年教委規則第6号)第10条の規定による願出を行い、就学義務の猶予又は免除の措置を受けたとき。

(4) 児童生徒が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき。

(5) 就学援助の受給を保護者が辞退したとき。

(6) 就学援助が不要であると教育委員会が認めたとき。

(請求等の委任)

第9条 認定者は、就学援助(第4条第1項第7号を除く。)に係る請求及び過誤払金の返納に関する一切の権限を学校教育課長に委任するものとする。

2 前項に規定するもののほか、次条第1項ただし書の規定により学校長を経て保護者へ給付する場合は、その受領に関する権限を学校長に委任するものとする。

(支給の方法)

第10条 就学援助は、第4条第4項に規定する額を、原則として保護者が指定する口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校長を経て保護者へ現物給付するものとする。

(1) 保護者が第4条第1項各号に掲げる就学援助の給付対象経費(自己負担分)を納付していないとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、教育委員会が就学援助の受領を学校長へ委任することが適当であると認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、医療費については、直接医療機関に支払うものとする。

(就学援助の返還)

第11条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により就学援助の支給を受けた者がいるときは、その者の就学援助の認定を取り消し、既に給付した就学援助の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に

定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成25年1月30日から施行する。
- 2 宇土市就学援助要綱（平成22年要綱第37号）は，廃止する